

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	1
○ 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）	62
○ 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年六月二日法律第五百五十四号）	72
○ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）	78
○ 鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）	94
○ 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）	100
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）	124
○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）	126
○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	129
○ 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）	131

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律 新旧対照条文
 ○中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 中小企業等協同組合</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 管理（第三十三条―第六十一条の二）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（名称）</p> <p>第六条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 事業協同組合にあつては、協同組合（第九条の二第七項に規定する特定共済組合に該当するものにあつては、共済協同組合）</p> <p>一の二 事業協同小組合にあつては、協同小組合（第九条の二第七項に規定する特定共済組合に該当するものにあつては、共済協同小組合）</p> <p>一の三・二（略）</p> <p>三 協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、協同小組合、火災共済協同組合又は信用協同組合のうちの一</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 中小企業等協同組合</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 管理（第三十三条―第六十一条）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（名称）</p> <p>第六条 組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 事業協同組合にあつては、協同組合</p> <p>一の二 事業協同小組合にあつては、協同小組合</p> <p>一の三・二（略）</p> <p>三 協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、協同小組合、火災共済協同組合又は信用協同組合のうちの一</p>

ずれかを冠する連合会（第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会に該当するものにあつては、その種類に従い、共済協同組合又は共済協同小組合のうちのいずれかを冠する連合会）

四（略）

2・3（略）

（組合員の資格等）

第八条 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同小組合で定款で定めるものとする。

2（略）

3 火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他主務省令で定める事業を行う前条第一項又は第二項に規定するすべての小規模の事業者（その地区が全国にわたる組合にあつては、これらの事業者のうち、定款で定める一の業種に属する事業を行うもの）とする。

4 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者で定款で定めるものとする。

5・6（略）

を冠する連合会

四（略）

2・3（略）

（組合員の資格等）

第八条 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に掲げる小規模の事業者又は事業協同小組合で定款で定めるものとする。

2（略）

3 火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他主務省令で定める事業を行う前条第一項又は第二項に掲げるすべての小規模の事業者（その地区が全国にわたる組合にあつては、これらの事業者のうち、定款で定める一の業種に属する事業を行うもの）とする。

4 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者で定款で定めるものとする。

5・6（略）

第二節 事業

(事業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業

二 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ

三 組合員の福利厚生に関する事業

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業

五 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業

六・七 (略)

25 (略)

6 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)その他これに準ずる者として主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行(保険募集(同条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。))及びこれに関連する事務として主務省令で定めるものに限る。)を行うことができる。

7 第一項第三号の規定により共済事業(組合員その他の共済契

第二節 事業

(事業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ

三 組合員の福利厚生に関する施設

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設

六・七 (略)

25 (略)

(新規)

(新規)

約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合（以下「特定共済組合」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

8 | 行政庁は、前項ただし書の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事業が当該特定共済組合の業務の健全かつ適正な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを承認してはならない。

9 | 共済事業及び第六項に規定する事業における事業協同組合についての第三項の規定の適用については、同項ただし書中「組員」とあるのは「組員並びに組員と生計を一にする親族及び組員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とし、事業協同小組合についての同項の規定の適用については、同項ただし書中「組員」とあるのは「組員及び組員と生計を一にする親族」とする。

10
15 | (略)
(あつせん又は調停)

(新規)

(新規)

6
11 | (略)
(あつせん又は調停)

第九条の二の二 前条第十二項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は団体協約の内容につき協議が調わないときは、行政庁に対し、そのあつせん又は調停を申請することができる。

2 〽 4 (略)

(共済規程)

第九条の六の二 事業協同組合及び事業協同小組合が、共済事業を行うおとすときは、主務省令で定めるところにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 共済規程には、共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 事業協同組合が自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条(責任共済等の契約の締結強制)に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)、責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済(以下「責任再共済」という。)、又は責任再共済の契約によつて負う再共済責任の再共済(以下「責任共済等」という。)の事業を行うおとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業

第九条の二の二 前条第八項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は団体協約の内容につき協議が調わないときは、行政庁に対し、そのあつせん又は調停を申請することができる。

2 〽 4 (略)

(共済規程)

第九条の六の二 事業協同組合が、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条(責任共済等の契約の締結強制)に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)、責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済(以下「再共済」という。)、又は再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済(以下「責任共済等」という。)の事業を行うおとすときは、責任共済等に関する共済規程(以下「共済規程」という。)を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 共済規程には、責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(新規)

の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して主務省令で定める事項」とあるのは、「責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金に關して主務省令で定める事項」とする。

4 | (略)

(共済の目的の譲渡等)

第九条の六の三 共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により第九条の二第九項において読み替えて適用する同条第三項ただし書に規定する組合員（以下この条において「組合員等」という。）の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、同条第一項第三号、第三項及び第九項の規定を適用する。

2 | 前項の規定は、死亡、合併又は分割により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 | 組合員等が組合員等でなくなつた場合（前項に規定する場合を除く。）において、その際締結されていた共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の二第一項第三号、第三項及び第九項の規定を適用する。

(商品券の発行)

3 | (略)

(新規)

第九条の七 (略)

(火災共済協同組合)

第九条の七の二 (略)

2 前項各号に掲げるもののほか、火災共済協同組合は、保険会社その他これに準ずる者として第九条の二第六項の主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行(保険募集及びこれに関連する事務として同項の主務省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。

3 火災共済協同組合については、第九条の二第三項及び第九条の六の三の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて第八条第三項に規定する小規模の事業者であるもの」と、同条第一項中「第九条の二第九項において読み替えて適用する同条第三項ただし書」とあるのは「第九条の七の二第三項において読み替えて準用する第九条の二第三項ただし書」と、同項中「同条第一項第三号、第三項及び第九項」とあり、及び同条第三項中「第九条の二第一項第三号、第三項及び第九項」とあるのは「第九条の七の二」と読み替えるものとする。

第九条の七の三及び第九条の七の四 削除

第九条の七 (略)

(火災共済協同組合)

第九条の七の二 (略)

2 火災共済協同組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者(以下「組合員等」という。)以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員等の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

(新規)

(共済金額の制限)

第九条の七の三 火災共済協同組合は、主務省令で定める共済金額を超える火災共済契約(火災共済事業に係る共済契約をいう。以下同じ。)を締結することができない。

(火災共済の目的の譲渡等)

第九条の七の四 火災共済契約の共済の目的が譲渡された場合において、譲受人は、火災共済協同組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により組合員等の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の七の二の規定を適用する。

2| 前項の規定は、死亡、合併又は分割により共済の目的が承継された場合について準用する。

3| 組合員等が組合員等でなくなつた場合（前項に規定する場合を除く。）において、その際締結されていた火災共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の七の二の規定を適用する。

(商法等の準用)

第九条の七の五 商法第二編第十章第一節第一款（第六百五十條第一項及び第六百六十四條を除く。）（損害保険の総則）及び第二項（火災保険）の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

(商法等の準用)

第九条の七の五 商法第二編第十章第一節第一款（第六百五十條第一項及び第六百六十四條を除く。）（損害保険の総則）の規定は火災共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は火災共済協同組合（以下この条において「共済事業を行う協同組合」という。）が締結する一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し共済掛金を收受する共済契約について、同節第二款（火災保険）の規定は火災共済協

同組合が締結する火災共済契約について、同節第三款（運送保険）の規定は共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合を除く。）が締結する一定の偶然的事故によつて生ずることのある運送品の損害をてん補することを約し共済掛金を収受する共済契約について、同章第二節（第六百八十三条第一項に掲げる準用規定のうち第六百六十四条に係る規定を除く。）（生命保険）の規定は共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合を除く。）が締結する人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に關し一定の金額を支払うことを約し共済掛金を収受する共済契約について、それぞれ準用する。

2 保険業法第二百七十五条第一項第二号及び第二項（保険募集の制限）の規定は共済事業を行う協同組合の共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所属保険会社等の賠償責任）の規定は共済事業を行う協同組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う協同組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う協同組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条（顧客に対する説明）の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う協同組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う協同組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は共済代理店について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は共済事業を行う協同組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について

2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第二号（保険募集の制限）の規定は火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所属保険会社等の賠償責任）の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が行う当該火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百九十四条（顧客に対する説明）の規定は火災共済契約の募集を行う火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百条（第八号を除く。）（禁止行為）の規定は火災共済協同組合及びその組合員（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条（立入検査等）、第三百六条（業務改善命令）及び第三百七条第一項第三号（登録の取消し等）の規定は火災共済契約の募集

て、同法第三百五条（立入検査等）、第三百六条（業務改善命令）及び第三百七条第一項第三号（登録の取消し等）の規定は共済代理店について、同法第三百九条（保険契約の申込みの撤回等）の規定は共済事業を行う協同組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第一項第二号、第二百九十四条第三号、第二百九十五条第二項、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七十五条第一項第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「共済事業を行う協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「中小企業等協同組合法第六条の三第一号の届出がなされた共済代理店」と、「損害保険代理店である」とあるのは「共済代理店である」と、同条第二項中「次条又は第二百八十六条の登録を受けて」とあるのは「中小企業等協同組合法第六条の三第一号の届出を行つて」と、同法第三百条第一項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社等）」（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」

を行う組合員について、同法第三百十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第一項第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「火災共済協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

という。) 当該保険持株会社等の子会社(保険会社等及び外国保険会社等を除く。)並びに保険業を行う者以外の者をいう。)とあるのは「子会社等(中小企業等協同組合法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。)」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第八十七條第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は中小企業等協同組合法第九條の六の二第一項に規定する共済規程若しくは同法第二十七條の二第三項に規定する火災共済規程」と、同法第三百五條及び第三百六條中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七條第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとする。

(協同組合連合会)

第九條の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所属員」という。)の事業に関する共同事業
- 二 所属員の福利厚生に関する事業
- 三 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する

(協同組合連合会)

第九條の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所属員」という。)の事業に関する共同施設
- 二 所属員の福利厚生に関する施設
- 三 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する

する事業

七 所属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業

八・九 (略)

2 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業並びに第六項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。

3 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業並びに会員たる火災共済協同組合と連帯して行う火災共済契約に係る共済責任の負担並びにこれらに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができない。

4 第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合連合会であつてその会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済又は再共済責任の再再共済の事業を行うもの(以下「特定共済組合連合会」という。)は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第九条の二第六項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

5 協同組合連合会(第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。)については、第九条の二第二項から第十五項まで

する施設

七 所属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設

八・九 (略)

2 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業並びに第五項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

3 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができない。

(新規)

4 協同組合連合会(第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。)については、第九条の二第二項から第十一項まで及

（第七項及び第九項（事業協同小組合に係る部分に限る。）を除く。）、第九條の二の二から第九條の七までの規定を準用する。この場合において、第九條の二第九項中「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とあるのは、「会員並びに所属員たる小規模の事業者及び所属員たる小規模の事業者と生計を一にする親族」と読み替へるものとする。

6・7 | (略)

8 | 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九條の六の三第一項前段及び第九條の七の五の規定を準用する。

（経費の賦課）

第十二條 組合（企業組合を除く。）は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 | 前項の規定にかかわらず、共済事業を行う組合は、当該共済事業（これに附帯する事業を含む。）について、組合員に経費を賦課することができない。

3 | 組合員は、第一項の経費の支払について、相殺をもつて組合に對抗することができない。

（法定脱退）

第十九條 (略)

2 | 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前

び第九條の二の二から第九條の七までの規定を準用する。

5・6 | (略)

7 | 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九條の七の四第一項前段及び第九條の七の五の規定を準用する。

（経費の賦課）

第十二條 組合（火災共済協同組合、第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び企業組合を除く。）は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

（新規）

2 | 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に對抗することができない。

（法定脱退）

第十九條 (略)

2 | 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前

までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならぬ。

- 一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員
- 二・三 (略)

3 (略)

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第二十五条 特定共済組合(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)、火災共済協同組合又は特定共済組合連合会(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)の出資の総額は、千万円以上でなければならない。

2 再共済若しくは再再共済の事業を行う特定共済組合又は特定共済組合連合会の出資の総額は、三千万円以上でなければならない。

3 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の出資の総額は、五千万円以上でなければならない。

(火災共済協同組合の地区)

第二十六条 火災共済協同組合の地区は、第八条第三項の小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては一又は二以上の都道府県の区域の全部とし、定款で定める一の業種に属する事業を行う小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては全国とする。

第二十六条の二 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合の地区は、他の都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合

までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならぬ。

- 一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員
- 二・三 (略)

3 (略)

(火災共済協同組合等の出資の総額)

第二十五条 火災共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

(新規)

2 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の出資の総額は、五百万円以上でなければならない。

(火災共済協同組合の地区)

第二十六条 火災共済協同組合の地区は、第八条第三項の小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては一の都道府県の区域の全部とし、定款で定める一の業種に属する事業を行う小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては全国とする。

第二十六条の二 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合は当該都道府県につき一個とし、第九条の九第一項第三号の事

の地区と重複するものであつてはならない。

- 2 | 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、火災共済協同組合をもつて組織し全国を通じて一個とする。

(創立総会)

第二十七条 (略)

257 (略)

- 8 創立総会については、第十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(第三十六条の三第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限定組合」という。))にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(設立の認可)

- 第二十七条の二 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

- 2 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、

業を行う協同組合連合会は火災共済協同組合をもつて組織し全国を通じて一個とする。

(創立総会)

第二十七条 (略)

257 (略)

- 8 創立総会については、第十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(設立の認可)

- 第二十七条の二 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

- 2 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、

業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の名を記載した書面その他主務省令で定める書面を提出しなければならない。

3 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、火災共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して主務省令で定める事項を記載した書面（以下「火災共済規程」という。）、常務に従事する役員の名を記載した書面その他主務省令で定める書面を提出しなければならない。

4 行政庁は、前二項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一・二 (略)

5 行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一・四 (略)

6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、火災共済規程若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込みが少ないと認められるとき。

業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

3 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

4 行政庁は、前二項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一・二 (略)

5 行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一・四 (略)

6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込みが少ないと認められるとき。

三 常務に従事する役員が共済事業に関して十分な経験及び識見を有する者でないとき認められるとき。

四 火災共済規程及び事業計画の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないとき認められるとき。

(設立の無効の訴え)

第三十二条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條(設立の無効の訴え)の規定(監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(定款)

第三十三条 組合の定款には、次の事項(共済事業を行う組合にあつては当該共済事業(これに附帯する事業を含む。)に係る第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。)を記載し、又は記録しなければならない。

一 十三 (略)

2 共済事業を行う組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額の削減及び共済掛金の追徴に関する事項を記載し、又

(新規)

三 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないとき認められるとき。

(設立の無効の訴え)

第三十二条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條(設立の無効の訴え)の規定(信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(定款)

第三十三条 組合の定款には、次の事項(火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。)を記載し、又は記録しなければならない。

一 十三 (略)

2 火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金

は記録しなければならない。

3～8 (略)

(定款の備置き及び閲覧等)

第三十四条の二 組合は、定款及び規約（共済事業を行う組合にあつては、定款、規約及び共済規程又は火災共済規程）（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備え置かなければならない。

2・3 (略)

(役員)

第三十五条 (略)

2～5 (略)

6 組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が政令で定める基準を超える組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であると

額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

3～8 (略)

(定款の備置き及び閲覧等)

第三十四条の二 組合は、定款、規約及び共済規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備え置かなければならない。

2・3 (略)

(役員)

第三十五条 (略)

2～5 (略)

(新規)

きは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でないかつたものでなければならぬ。

7・9 (略)

10| 第八項の規定にかかわらず、役員を選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

11| 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

12・13 (略)

(役員資格等)

第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百五十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁

6・8 (略)

9| 第七項の規定にかかわらず、役員を選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

10| 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

11・12 (略)

(新規)

鋼以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

（役員の任期）

第三十六条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3 設立当時の役員の任期は、前二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 前三項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

5 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

（役員の職務及び権限等）

第三十六条の三 （略）

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しな

（役員の任期）
第三十六条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

（新規）

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

3 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

（新規）

（理事）

第三十六条の三 （略）

2 理事については、会社法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定を準用する。この場合において

なければならない。

3 | 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事會」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 | 組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えない組合（第四十条の二第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合を除く。）は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めるところができる。

5 | 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三

、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復できない損害」と読み替えるものとする。

3 | 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の理事については、会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。

（新規）

（新規）

百六十四条の規定を、監事については同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 前三項（第三項において準用する会社法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に係る部分を除く。）の規定は、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

第三十六条の四 削除

（理事会の決議）

第三十六条の六 （略）

2・3 （略）

4 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について

（新規）

（監事）

第三十六条の四 監事は、理事の職務の執行（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事にあつては、会計に関するものに限る。）を監査する。

2 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事については、会社法第三百八十九条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

（理事会の決議）

第三十六条の六 （略）

2・3 （略）

4 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について

議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査権限定組合以外の組合にあつては、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

5 (略)

6 会社法第三百六十六条(招集権者)、第三百六十七条(株主による招集の請求)及び第三百六十八条(招集手続)の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の議事録)

第三十六条の七 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2～5 (略)

(理事の自己契約等)

第三十八条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との

議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

5 (略)

6 会社法第三百六十六条(招集権者)及び第三百六十八条(招集手続)の規定(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、理事会の招集について準用する。

(理事会の議事録)

第三十六条の七 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2～5 (略)

(理事の自己契約)

第三十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法第百八条(自己契約及び双方代理)の規定を適用しない。

(新規)

間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2| 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3| 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならぬ。

(役員の場合に対する損害賠償責任)

第三十八条の二 (略)

2| 6 (略)

7| 監査権限定組合以外の組合の理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 (略)

9| 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第百二十六条(第四項を除く。)及び第百二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第百二十六条第一項中「取締役(当該責任を負う取締役を除く。)」の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新規)

(新規)

(役員の場合に対する損害賠償責任)

第三十八条の二 (略)

2| 6 (略)

7| 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 (略)

(新規)

(役員 of 第三者に対する損害賠償責任)

第三十八条の三 (略)

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為(信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事にあつては、イに掲げる行為を除く。)

イ 第四十条第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ (略)

二 (略)

(役員 of 責任を追究する訴え)

第三十九条 役員 of 責任を追究する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員 of 第三者に対する損害賠償責任)

第三十八条の三 (略)

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為(信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事にあつては、イに掲げる行為を除く。)

イ 第四十条第一項に規定する決算関係書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ (略)

二 (略)

(役員 of 責任を追究する訴え)

第三十九条 役員 of 責任を追究する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等)

第四十条 組合は、主務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成しなければならない。

3 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

7 理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告又は次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。

8 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等)

第四十条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下この条において「決算関係書類」という。)を監事に提出し、又は提供し、かつ、決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

(新規)

2 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

3 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

9 | 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

10 | 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

11 | 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

12 | 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 決算関係書類及び事業報告書が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

13 | (略)

(新規)

(新規)

(新規)

4 | 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(新規)

二 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(新規)

5 | (略)

第四十条の二 共済事業を行う組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超えるものは、前条第二項の規定により作成した決算関係書類について、監事の監査のほか、主務省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

(新規)

2 前項に規定する会計監査人の監査を要する組合については、会社法第四百三十九条及び第四百四十四条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十九条並びに第四百四十四条第一項、第四項及び第六項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「その子会社」とあるのは「その子会社等(中小企業等協同組合法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。)」と、「作成することができる」とあるのは「作成しなければならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新規)

3 会計監査人については、第三十五条の三並びに会社法第三百二十九条第一項、第三百三十七条、第三百三十八条第一項及び第二項、第三百三十九条、第三百四十条第一項から第三項まで、第三百四十四条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百九十六条第一項から第五項まで、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第三百九十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「会計監査人」と、同法第三百九十六条第一項及び第二項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新規)

4 | 会計監査人の責任については、第三十八条の二から第三十八条の四までの規定を準用する。この場合において、第三十八条の二第五項第三号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、第三十八条の三第二項第二号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十八条の四中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「他の役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 | 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十九条の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十条の三 | 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 | 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条及び第三百四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

(会計帳簿等の作成等)

第四十一条 (略)

2 | 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

3 | 組合員は総組合員の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に対

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(会計帳簿等の作成及び閲覧等)

第四十一条 (略)

(新規)

2 | 組合員は総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に対

して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのに拒んではならない。

一・二 (略)

4 | (略)

5 | 共済事業を行う組合並びに信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会についての第三項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「十分の一」とする。

(役員の改選)

第四十二条 (略)

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 ~ 8 (略)

(総会の議決事項)

第五十一条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 (略)

二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止

三 ~ 五 (略)

2・3 (略)

4 | 第一項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものについては、同項の規定に

して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのに拒んではならない。

一・二 (略)

3 | (略)

(新規)

(役員の改選)

第四十二条 (略)

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款、規約若しくは共済規程の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 ~ 8 (略)

(総会の議決事項)

第五十一条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 (略)

二 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止

三 ~ 五 (略)

2・3 (略)

(新規)

かかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

(理事及び監事の説明義務)

第五十三条の二 理事及び監事は、総会において、組合員から特定的事项について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

第五十三条の三・第五十三条の四 (略)

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)
第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(新規)

第五十三条の二・第五十三条の三 (略)

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)
第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く

(総代会)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 総代の選挙については、第三十五条第八項及び第九項の規定を準用する。

5～7 (略)

(総代会の特例)

第五十五条の二 共済事業を行う組合又は信用協同組合若しくは第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の総代会においては、前条第七項、第五十七条の二の二第一項、第五十七条の三第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条の規定にかかわらず、合併等について議決することができる。

2～4 (略)

(出資一口の金額の減少の無効の訴え)

第五十七条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く)を準用する。

。)を準用する。

(総代会)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 総代の選挙については、第三十五条第七項及び第八項の規定を準用する。

5～7 (略)

(信用協同組合等の総代会の特例)

第五十五条の二 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の総代会においては、前条第七項、第五十七条の三第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項の規定にかかわらず、合併等について議決することができる。

2～4 (略)

(出資一口の金額の減少の無効の訴え)

第五十七条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除

(火災共済協同組合等の火災共済規程の変更)

第五十七条の二 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、火災共済規程で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

(共済事業の譲渡等)

第五十七条の二の二 共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会(第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)が共済事業(この事業に附帯する事業を含む。以下この条において同じ。)の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

2 前項に規定する組合は、総会の議決により契約をもつて責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して、共済事業を行う他の組合に移転することができる。

3 第一項に規定する組合は、前項に規定する共済契約を移転する契約をもつて共済事業に係る財産を移転することを定めることができる。

4 前二項の規定にかかわらず、責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び当該事業に係る財産の移転は、当該事業を行う他の組合に対して行うことができる。

5 第一項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び第三項に規定する共済事業に係る財産の移転については、第五十六条

く。)を準用する。

(火災共済協同組合の事業方法書等の変更)

第五十七条の二 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

(責任共済等の事業の譲渡等)

第五十七条の二の二 責任共済等の事業を行う組合が責任共済等の事業(この事業に附帯する事業を含む。以下同じ。)の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

2 前項に規定する組合は、総会の議決により契約をもつて責任共済等の共済契約の全部を包括して、責任共済等の事業を行う他の組合に移転することができる。

3 第一項に規定する組合は、前項に規定する共済契約を移転する契約をもつて責任共済等の事業に係る財産を移転することを定めることができる。

(新規)

4 第一項に規定する責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転について

から第五十七条までの規定を準用する。

(余裕金運用の制限)

第五十七条の五 共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)であつて組合員(協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えるものは、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができ、きるものへの預金、貯金又は金銭信託
- 二 郵便貯金
- 三 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

(会計の原則)

第五十七条の六 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(準備金及び繰越金)

第五十八条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一(共済事業を行う組合にあつては、五分の一)以上を準備金として積み立てなければならない。

は、第五十六条から第五十七条までの規定を準用する。

(余裕金運用の制限)

第五十七条の五 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができ、きるものへの預金、貯金又は金銭信託
- 二 郵便貯金
- 三 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

(新規)

(準備金及び繰越金)

第五十八条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一（共済事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

3・4 (略)

5 共済事業を行う組合は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 共済事業を行う組合は、契約者割戻し（共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程又は火災共済規程で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合には、公正かつ衡平な分配をするための基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

7 第五項の責任準備金及び支払準備金並びに前項の契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。

(共済事業の会計区分)

第五十八条の二 共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

2 責任共済等の事業を行う組合は、責任共済等の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3・4 (略)

5 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。
(新規)

6 前項の責任準備金及び支払準備金に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(責任共済等の事業の会計区分)

第五十八条の二 責任共済等の事業を行う組合は、責任共済等の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

(共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の禁止)

第五十八条の三 共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計からそれ以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済事業に係る会計に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならない。

(新規)

(健全性の基準)

第五十八条の四 行政庁は、特定共済組合、火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

(新規)

- 一 出資の総額、利益準備金の額その他の主務省令で定めるものの額の合計額
- 二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額

(重要事項の説明等)

第五十八条の五 共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、主務省令で定めるところにより、当該共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(新規)

(共済計理人の選任等)

第五十八条の六 共済事業を行う組合（主務省令で定める要件に該当する組合を除く。）は、理事会において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として主務省令で定めるものに関与させなければならぬ。

（新規）

2 共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として主務省令で定める要件に該当する者でなければならない。

第五十八条の七 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲

（新規）

げる事項について、主務省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

一 主務省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他主務省令で定める事項

2 共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

3 行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五十八条の八 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法

（新規）

律に基づいてする行政庁の処分違反したときは、当該組合に

対し、その解任を命ずることができる。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第六十一条の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2| 前項の組合のうち第四十条の二第一項の規定により会計監査人の監査を要するものが子会社その他当該組合と主務省令で定める特殊の関係にある者(以下「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3| 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4| 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(新規)

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、主務省令で定める。

6 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(解散の事由)

第六十二条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 四 (略)

五 第六六条第二項の規定による解散の命令

2 (略)

3 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、第一項各号に掲げる事由のほか、第六六条の二第四項又は第五項の規定により第二十七条の二第一項の認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 (略)

(合併契約)

第六十三条 組合は、総会の議決を経て、他の組合と合併をすることが出来る。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

(新設合併設立組合の手続等)

第六十四条 (略)

(解散の事由)

第六十二条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 四 (略)

五 第六六条第四項の規定による解散の命令

2 (略)

3 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、第一項各号に掲げる事由のほか、第六六条の三において準用する保険業法第百三十三条の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 (略)

(合併契約)

第六十三条 組合は、他の組合と合併をすることが出来る。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

(新設合併設立組合の手続等)

第六十四条 (略)

254 (略)

5 第二項の規定による役員を選任については、第三十五条第四項本文、第五項本文及び第六項の規定を準用する。

658 (略)

(合併の無効の訴え)

第六十七条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条（合併の無効の訴え）の規定（監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（非訟）の規定を準用する。

(清算人)

第六十八条 (略)

2 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六十条の二第四項又は第五項の規定による第二十七条の二第一項の認可の取消しにより解散したときは、

254 (略)

5 第二項の規定による役員を選任については、第三十五条第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。

658 (略)

(合併の無効の訴え)

第六十七条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条（合併の無効の訴え）の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（非訟）の規定を準用する。

(清算人)

第六十八条 (略)

2 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六十条の三において準用する保険業法第一百三十三条の規定による認可の取消しにより解散したときは、前

前項の規定及び第六十九条第一項において準用する会社法第四百七十八条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)

第六十八条の二 共済事業を行う組合は、総会の決議、第六十六条の二第四項又は第五項の規定による第二十七条の二第一項の認可の取消し又は第六十六条第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき事由が解散の日から九十日以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第六十二条第一項第四号に掲げる事由により解散したときは、その解散の日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払い戻さなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる事由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払い戻さなければならない。

(会社法の準用等)

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から

項の規定及び第六十九条第一項において準用する会社法第四百七十八条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)

第六十八条の二 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、総会の決議、第六十六条の三において準用する保険業法第三百三十三条の規定による認可の取消し又は第六十六条第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき事由が解散の日から九十日以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第六十二条第一項第四号に掲げる事由により解散したときは、その解散の日から火災共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる事由により解散したときは、同項の期間が経過した日から火災共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

(会社法の準用等)

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第

第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については、第三十五条の三、第三十五条の四、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで（第三十六条の七第四項を除く。）、第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第五十三条の二並びに会社法第三百五十七條第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、第四十条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、

五百三条まで、第五百七条（株式会社清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については、第三十五条の三、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで、第四十条第一項から第三項まで、第四十七条第二項から第四項まで並びに第四十八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、信用協同組合及び第九條の九第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の清算人については、同法第三百五十三条及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、第四十条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省

「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2・3 (略)

(準用規定)

第八十二条の八 中央会については、第十条の二、第三十四条の二及び第四十条（第一項、第六項から第九項まで及び第十三項を除く。）の規定を、会長、理事及び監事については、第三十五条第三項及び第七項から第十三項まで、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条（第五項を除く。）並びに第三十六条の三第一項の規定を、会長については、第三十八条並びに民法第四十四条第一項（法人の不行為能力）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定を、理事については、第四十条第七項から第九項までの規定を、監事については、第三十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第九項中「一人」とあるのは「一人（全国中央会にあつては、選

令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2・3 (略)

(準用規定)

第八十二条の八 中央会については、第十条の二、第三十四条の二及び第四十条第四項の規定を、会長、理事及び監事については、第三十五条第三項及び第六項から第十二項まで、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条並びに第三十六条の三第一項の規定を、会長については、第三十八条並びに民法第四十四条第一項（法人の不行為能力）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定を、理事については、第四十条第一項から第三項までの規定を、監事については、第三十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第八項中「一人」とあるのは「一人（全国中央会にあつては、選挙権一個）」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み

「挙権一個」と、第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(総会)

第八十二条の十 (略)

2・3 (略)

4 総会については、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第五十三条の三並びに第五十三条の四の規定を、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。この場合において、第四十七条第二項及び第四項中「理事会」とあり、及び第四十八条中「理事」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(解散の事由)

第八十二条の十三 中央会は、次の事由によつて解散する。

一・二 (略)

三 第六十六条第二項の規定による解散の命令

2 (略)

替えるものとする。

(総会)

第八十二条の十 (略)

2・3 (略)

4 総会については、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第五十三条の二並びに第五十三条の三の規定を、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。この場合において、第四十七条第二項及び第四項中「理事会」とあり、及び第四十八条中「理事」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(解散の事由)

第八十二条の十三 中央会は、次の事由によつて解散する。

一・二 (略)

三 第六十六条第四項の規定による解散の命令

2 (略)

(民法の準用等)

第八十二条の十八 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第三十五条の三、第三十六条の三第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第二項から第十項まで（第六項を除く。）、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第八十二条の十第一項及び第二項並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）の規定を準用する。この場合において、同法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

第九十六条 (略)

2・4 (略)

5 行政庁は、第百六条第二項の規定により組合等の解散を命じたときは、遅滞なく、解散の登記を嘱託しなければならない。

(不服の申出)

第百四条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済

(民法の準用等)

第八十二条の十八 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第三十五条の三、第三十六条の三第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項から第三項まで、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第八十二条の十第一項及び第二項並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）の規定を準用する。この場合において、同法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

第九十六条 (略)

2・4 (略)

5 行政庁は、第百六条第四項の規定により組合等の解散を命じたときは、遅滞なく、解散の登記を嘱託しなければならない。

(不服の申出)

第百四条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款、規約若しくは共済規程に違反し、又は組合若しくは中

規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると思料する組合員又は会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政庁に申し出ることができる。

2 (略)

(検査の請求)

第二百五条 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 (略)

(決算関係書類の提出)

第二百五条の二 (略)

2 第四十条の二第二項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定める。

(報告の徴収)

第二百五条の三 (略)

中央会の運営が著しく不当であると思料する組合員又は会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政庁に申し出ることができる。

2 (略)

(検査の請求)

第二百五条 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款、規約若しくは共済規程に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 (略)

(決算関係書類の提出)

第二百五条の二 (略)

(新規)

(新規)

(報告の徴収)

第二百五条の三 (略)

2 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合又は中央会からその業務又は会計に關し必要な報告を徴することができる。

(新規)

3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、共済事業を行う組合に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(新規)

4 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。）又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(新規)

5 組合の子法人等又は共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(新規)

(検査等)

第二百五条の四 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがある

(検査等)

第二百五条の四 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがある

り、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあるとき認めるときは、その組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済事業を行う組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

4 行政庁は、前二項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、組合の子法人等若しくは当該組合の共済代理店の施設に立ち入らせ、当該組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 組合の子法人等又は当該組合の共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

6 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

ると認めるときは、その組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に關し必要な報告を徴し、又はその組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(削る)

(法令等の違反に対する処分)

第百六条 行政庁は、第百五条の三第二項の規定により報告を徴し、又は第百五条第二項若しくは前条第一項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(削る)

(削る)

(行政庁の監督上の命令)

第百五条の五 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

(法令等の違反に対する行政庁の措置)

第百六条 行政庁は、第百五条の四第一項の規定により報告を徴し、又は第百五条第二項若しくは第百五条の四の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款、規約若しくは共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 責任共済等の事業を行う組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

3 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合が共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第九条の六の第二項(第九条の九第四項において準用する場合を含む。)の認可

2| 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

3| 行政庁は、組合若しくは中央会の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

4| 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

(共済事業に係る監督上の処分)

第百六条の二 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。

2| 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出さ

を取り消すことができる。

4| 行政庁は、組合若しくは中央会が第一項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

(新規)

(新規)

(解散の命令の通知の特例)

第百六条の二 行政庁は、組合又は中央会の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、前条第四項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

2| 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

れた改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該組合の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

3 前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、特定共済組合、火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連合会の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ主務省令で定めるものでなければならぬ。

4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが組合員その他の共済契約者の保護の見地から適当でないときは、当該組合の第九条の六の二第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。

5 行政庁は、共済事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、若しくは第九条の六の二第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については

（新規）

（新規）

（新規）

、第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。

(行政庁への届出)

第六六条の三 共済事業を行う組合(第一号に掲げる場合においては、組合又は届出に係る共済代理店)は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。
- 二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。
- 三 子会社等を新たに有することとなつたとき。
- 四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。
- 五 第六十一条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。
- 六 その他主務省令で定める場合に該当するとき。

(所管行政庁)

第六十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第一項及び第七十四条第二項(第七十五条第三項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。

- 一 一六 (略)
- 二 二六 (略)

第六十二条の二 第六十一条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず

(保険業法の準用)

第六六条の三 保険業法第二百二十八条第一項(報告又は資料の提出)、第二百二十九条第一項(立入検査)、第三百十一条、第三百十二条第一項(改善計画の提出の要求及びその変更の命令に係る部分を除く。)、第三百三十三条(第二号を除く。)(事業方法書等に定めた事項の変更命令、業務の停止等及び免許の取消し等)及び第三百十一条(検査職員の証票の携帯及び提示等)の規定は、火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百三十二条第一項中「業務若しくは財産又は保険会社及び子会社等の財産」とあるのは「業務又は財産」と読み替えるものとする。

(所管行政庁)

第六十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第二項及び第七十四条第二項(第七十五条第三項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、左の各号に定めるところによる。

- 一 一六 (略)
- 二 二六 (略)

(新規)

、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第六十一条の二第四項の規定により同条第一項又は第二項に規定する書類をこれらの規定により備え置き公衆の縦覧に供したものとみなされる場合において、同条第四項に定める電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、又は虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者も前項と同様とする。

第一百十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の七の五第二項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第二百七十五条第一項の規定に違反して共済契約の募集を行つた者

二 第九条の七の五第二項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第二百七十五条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

第一百十四条 第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第五條の三第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若

第一百十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の七の五第二項において準用する保険業法第二百七十五条第一項の規定に違反して火災共済契約の募集を行つた者

二 第九条の七の五第二項において準用する保険業法第二百七条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

第一百十四条 第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第五條の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律

しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九条の三四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第五十五条第二項若しくは第五十五条の四第一項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第百十四条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十二条の二第一項若しくは第二項又は前条 各本条の罰金刑

二 第百十四条 同条の罰金刑（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑）

第百十四条の六 次の場合には、共済事業を行う組合の役員、会計監査人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

第百五条第二項若しくは第五十五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第百十四条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十四条 同条の罰金刑（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑）

二 前条 同条の罰金刑

第百十四条の六 次の場合には、責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、二十万円以下の過料

一 第九条の二第七項又は第九条の九第四項の規定に違反して、承認を受けないでこれらの規定に規定する事業を行ったとき。

二 第九条の六の二第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第四十条の二第三項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

四 第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

五 第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第四十条の二第三項又は第四十条の三第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

七 第四十条の三第一項の規定に違反したとき。

八 第五十七条の二の規定に違反したとき。

に処する。

（新規）

一 第九条の六の二第一項（第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

二 第五十七条の二の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

九| 第五十七条の四の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

(削る)

十| 第五十八条第五項の規定に違反したとき。

十一| 第五十八条の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十二| 第五十八条の六第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の主務省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

十三| 第五十八条の八又は第百六条の二第一項、第二項若しくは第五項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)に違反したとき。

十四| 第六十八条の三の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十五| 第二百五条の二第二項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

十六| 第百六条の三の規定に違反したとき。

(削る)

(削る)

三| 第五十七条の四の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

四| 第五十七条の五の規定に違反したとき。

五| 第五十八条第五項又は第六項の規定に違反したとき。

六| 第五十八条の二の規定に違反したとき。

(新規)

(新規)

七| 第六十八条の三の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

(新規)

(新規)

八| 第二百五条の五の規定による命令に従わなかったとき。

九| 第百六条の三において準用する保険業法第二百二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第百六条の三において準用する同法第二百二十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第百六条の三において準用する同法第三百十一条、第三百十二条第一項(改善計画の提出の要求及びその変更の命令に係る部分を除く。)若しくは第三百三十三条の規定による命令に違反したとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十条の二第三項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第百十四条の七 共済代理店が、第九条の七の五第二項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第九条の七の五第二項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第九条の二第三項（第九条の七の二第三項又は第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第九条の八第三項（第九条の九第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、預金又は定期積金の受入れをしたとき。

五 第九条の八第四項（第九条の九第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

(新規)

第百十四条の七 火災共済契約の募集を行う組合員が、第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第九条の二第三項（第九条の九第四項において準用する場合を含む。）又は第九条の七の二第二項の規定に違反したとき。

四 第九条の八第三項（第九条の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、預金又は定期積金の受入れをしたとき。

五 第九条の八第四項（第九条の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

六 (略)

七 第十条の二若しくは第三十四条の二(これらの規定を第八十二条の八において準用する場合を含む。)、第四十条(第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。)、第五十六条(第五十七条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

八・九 (略)

十 第二十七条第七項、第三十六条の七第一項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条の四第一項(第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。)、第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第六十九条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録

六 (略)

七 第十条の二若しくは第三十四条の二(これらの規定を第八十二条の八において準用する場合を含む。)、第四十条(第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。)、第五十六条(第五十七条の二の二第四項において準用する場合を含む。)、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八・九 (略)

十 第二十七条第七項、第三十六条の七第一項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条の三第一項(第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。)、第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第六十九条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録

せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一・十二 (略)

十三 第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

十四 第三十五条第七項(第八十二条の八において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十五 第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十六 第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十七 第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項(第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

(削る)

せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一・十二 (略)

(新規)

十三 第三十五条第六項(第八十二条の八において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

(新規)

(新規)

十四 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項(第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十五 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条第一項において準用する

十八 (略)

十九 第三十八条第一項(第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十 第三十八条第三項(第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 (略)

二十二 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定若しくは第五十七条の二の二第五項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第五項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転若しくは組合の合併をしたとき。

二十三 第五十六条の二第二項(第五十七条の二の二第五項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項の規定による

。会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十六 (略)

十七 第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

(新規)

十八 (略)

十九 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第四項において準用する第五十六条第一項の規定若しくは第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第五項の規定に違反して責任共済等の事業の全部若しくは一部の譲渡、責任共済等の事業に係る財産の移転若しくは組合の合併をしたとき。

二十 第五十六条の二第二項(第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又

公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

二十四 第五十七条の五の規定に違反したとき。

二十五・二十六 (略)

二十七 第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十

四条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十八・三十 (略)

三十一 第二百五条の二第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

三十二 第二百五条の三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2

会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十六条の三第二項において準用する同法第三百八十一条第三項又は第三十六条の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

は不正の公告をしたとき。

(新規)

二十一・二十二 (略)

(新規)

二十三・二十五 (略)

二十六 第二百五条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十七 第二百五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(新規)

改 正 案	現 行
<p>（非出資輸出組合への移行） 第十七条（略）</p> <p>2 前条第三項から第六項まで並びに中小企業等協同組合法第二十条から第二十二條まで（持分の払戻し）、第五十六條から第五十七條まで（出資一口の金額の減少）の規定は、前項の規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、前条第三項中「出資の第一回の払込みのあつた日」とあるのは「次条第一項の規定による非出資輸出組合への移行に関する定款の変更について第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一條第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない」とあるのは「登記を要しなくなつた事項の登記を抹消しなければならない」と、同条第五項中「出資の総口数及び出資の第一回の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十六條の第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした輸出組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該非出資輸出組合への移行をしても当該債権</p>	<p>（非出資輸出組合への移行） 第十七条（略）</p> <p>2 前条第三項から第六項まで並びに中小企業等協同組合法第二十条から第二十二條まで（持分の払戻し）、第五十六條から第五十七條まで（出資一口の金額の減少）の規定は、前項の規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、前条第三項中「出資の第一回の払込みのあつた日」とあるのは「次条第一項の規定による非出資輸出組合への移行に関する定款の変更について第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一條第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない」とあるのは「登記を要しなくなつた事項の登記を抹消しなければならない」と、同条第五項中「出資の総口数及び出資の第一回の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十六條の第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした輸出組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該非出資輸出組合への移行をしても当該債権</p>

者を害するおそれがないことを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十條第二項中「脱退した事業年度の終」とあるのは「非出資輸出組合への移行の時」と、同法第五十六條第二項第二号中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

3 (略)

(準用)

第十九條 中小企業等協同組合法第四條第二項(住所)、第九條の二第三項(事業協同組合及び事業協同小組合)、第十條の二から第十四條まで、第十九條(第一項第四号を除く。)(組合員)、第二十七條、第二十八條、第二十條、第三十二條(設立)、第三十四條(規約)、第三十四條の二(定款の備置き及び閲覧等)、第三十五條(第五項を除く。)、第三十五條の二から第三十六條の三まで、第三十六條の五から第三十六條の八まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十條まで、第四十一條から第四十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十二條まで、第五十三條(第五号を除く。)、第五十三條の二から第五十五條まで(總會及び總代会)、第五十七條の五(余裕金運用の制限)、第五十七條の六(会計の原則)、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十三條の三まで、第六十三條の四第三項、第六十三條の五第三項本文、第六十三條の六第三項、第六十四條第一項から第五項まで、第六十五條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算並びに合併)、第八十三條から第八十三條まで(第八十四條第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五條第二

者を害するおそれがないことを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十條第二項中「脱退した事業年度の終」とあるのは「非出資輸出組合への移行の時」と読み替えるものとする。

3 (略)

(準用)

第十九條 中小企業等協同組合法第四條第二項(住所)、第九條の二第三項及び第九項から第十一項まで(事業協同組合及び事業協同小組合)、第十條の二から第十四條まで、第十九條(第一項第四号を除く。)(組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十二條(設立)、第三十四條(規約)、第三十四條の二(定款の備置き及び閲覧等)、第三十五條(第五項を除く。)、第三十五條の二から第三十六條の八まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十二條まで、第五十三條(第五号を除く。)、第五十三條の二から第五十五條まで(總會及び總代会)、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十三條の三まで、第六十三條の四第三項、第六十四條第一項から第五項まで、第六十五條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算並びに合併)、第八十三條から第八十三條まで(第八十四條第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五條第二号、第九十六條第二項、第九十八條第二項第二号並びに第九

項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二項第二号並びに第九十九条第二項を除く。) (登記) 並びに第四百四条、第四百五条、第四百五条の三第二項、第四百五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第四百六条第一項(雑則)の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第十条の二第三項第二号、第十一條第三項、第二十七條第七項、第三十四條の二第二項第二号及び第三項、第三十六條の三第二項、第三項及び第五項、第三十六條の七第一項、第二項、第四項及び第五項第二号、第三十八條の二第五項及び第八項、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一條第一項及び第三項第二号、第四十七條第四項、第五十一條第四項、第五十三條の二、第五十三條の四第一項、第三項及び第四項第二号、第五十七條の五、第六十三條の二第六号、第六十三條の三第五号並びに第六十九條第一項中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第二十八條中「前条第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四條第一項」と、同法第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第五十七條の五、第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項、第六十九條第二項及び第三項、第九十六條第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の三第二項、第四百五条の四第一項並びに第四百六条第一項中「行政庁」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第五十一條第一項中「二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約の設定、変更又は廃止」
二の二 輸出入取引法第十一

十九條第二項を除く。) (登記) 並びに第四百四条、第四百五条、第四百五条の四第一項並びに第四百六条第一項(雑則)の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第二十八條中「前条第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四條第一項」と、同法第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第六十二條第二項、第六十六條第一項、第六十九條第二項及び第三項、第九十六條第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の四第一項並びに第四百六条第一項中「行政庁」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第五十一條第一項中「二 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止」
二の二 輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十三條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同法第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同法第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、同法第六十二條第一項第五号中「第四百六条第四項」とあるのは「輸出入取引法第十八條」と、同法第八十四條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込み」とあるのは「非出資輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四條第一項の認可」と、同法第九十七條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記

条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十三条第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十五条第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同条第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、同法第六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項中「第一百六条第二項」とあるのは「輸出入取引法第十八条」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは非出資輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは非出資輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 中小企業等協同組合法第九条の二第十項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条第一項、第二項、第三項（ただし書を除く。）及び第四項から第六項まで（出資）、第十五条から第十八条まで（加入及び脱退等）、第二十条から第二十三条まで（持分等）、第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第五十六条から第五十七条まで（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金）、第

簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは非出資輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 中小企業等協同組合法第九条の二第六項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条第一項、第二項、第三項（ただし書を除く。）及び第四項から第六項まで（出資）、第十五条から第十八条まで（加入及び脱退等）、第二十条から第二十三条まで（持分等）、第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第五十六条から第五十七条まで（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金）、第

五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条、第六十三條の四（第三項を除く。）、第六十三條の五（第三項本文を除く。）、第六十三條の六（第三項を除く。）、第六十四條第六項から第八項まで（合併の手續）並びに第八十四條第二項第五号、第八十五條第二項、第九十六條第二項及び第九十九條第二項（登記）の規定は、出資輸出組合について準用する。この場合において、同法第十條第三項中「出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、同法第四項中「三人」とあるのは「九人」と、同法第十八條第一項中「脱退することができる」とあるのは「脱退することができる。ただし、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の時に於ける組合財産によつて定める」と、同法第五十六條第二項第二号、第六十三條の四第一項、第二項第三号及び第四号、第六十三條の五第一項、第二項第三号、第七項及び第九項第三号、第六十三條の六第一項、第二項第三号並びに第六十四條第六項及び第八項第三号中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

第四十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条（剰余金の配当等）、第六十三條の四（第三項を除く。）、第六十三條の五（第三項本文を除く。）、第六十三條の六（第三項を除く。）、第六十四條第六項から第八項まで（合併の手續）並びに第八十四條第二項第五号、第八十五條第二項、第九十六條第二項及び第九十九條第二項（登記）の規定は、出資輸出組合について準用する。この場合において、同法第十條第三項中「出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、同法第四項中「三人」とあるのは「九人」と、同法第十八條第一項中「脱退することができる」とあるのは「脱退することができる。ただし、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の日の前日までに予告し、その移行の時に脱退することができる」と、同法第二十條第二項中「定める」とあるのは「定める。ただし、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の時に於ける組合財産によつて定める」と読み替えるものとする。

第四十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第百五条第二項若しくは同法第百五条の四第一項又はこの法律第二十八条の二第四項において準用する中小企業等協同組合法第百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 （略）

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 （略）

四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第百十条の二、第三十四条の二又は第四十条（同条第一項、第十一項及び第十三項を除く。）の規定を第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五・六 （略）

七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十九条第一項に

三 第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第百五条第二項若しくは第百五条の四第一項又は第二十八条の二第四項において準用する同法第百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 （略）

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 （略）

四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第百十条の二、第三十四条の二又は第四十条（同条第一項から第三項までの規定を第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五・六 （略）

七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十九条第一項に

において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第七項の規定に違反したとき。

十 (略)

十一 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十条九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、

において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

(新規)

八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

九 (略)

(新規)

(新規)

第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。
(削る)

十四 (略)

十五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十六 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七 (略)

十 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 (略)

十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

(新規)

十四 (略)

十八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

十九 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十〇二十三 (略)

2| 会社法第九百七十六条に規定する者が、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第三項又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第五十一条 次に掲げる場合には、出資輸出組合又は出資輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇三 (略)

四 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記

(新規)

(新規)

十五〇十八 (略)

(新規)

第五十一条 次に掲げる場合には、出資輸出組合又は出資輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇三 (略)

四 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記

録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五
(略)

録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五
(略)

○輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）

（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（準用）</p> <p>第二十条 中小企業等協同組合法第九条の三から第九条の六まで、 第九条の七（事業協同組合）、第十条の二、第十二条から第二十三条まで（第十二条第二項並びに第十九条第一項第四号及び第五号を除く。）（組合員等）、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条、第三十二条（設立）、第三十三条第四項から第八項まで、第三十四条から第三十六条の三まで（第三十五条第五項、第三十五条の四第二項及び第三十六条の三第六項を除く。）、第三十六条の五から第四十条まで（第三十七条第二項及び第四十条第十三項を除く。）、第四十一条第一項から第三項まで、第四十二条、第四十四条から第五十五条まで（第五十一条第二項及び第三項並びに第五十三条第四号及び第五号を除く。）、第五十六条から第五十七条まで、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十八条第一項から第四項まで、第五十九条から第六十一条まで（第五十九条第三項を除く。）（管理）、第六十二条から第六十五条まで（第六十二条第三項及び第四項を除く。）、第六十七条、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算）、第八十三条から第一百三十三条まで（第八十四条第三項及び第四項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十条第四号、第九十二条第二号並びに第九十八条第二項第二号を除く。）（登記）、第四百条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第三項並びに第四百六条第一</p>	<p>（準用）</p> <p>第二十条 中小企業等協同組合法第九条の三から第九条の六まで、 第九条の七（事業協同組合）、第十条の二、第十二条から第二十三条まで（第十九条第一項第四号及び第五号を除く。）（組合員等）、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条、第三十二条（設立）、第三十三条第四項から第八項まで、第三十四条から第四十二条まで（第三十五条第五項、第三十七条第二項、第三十八条の二第七項、第四十条第五項及び第四十一条第三項を除く。）、第四十四条から第五十七条まで（第五十一条第二項及び第三項、第五十三条第四号及び第五号並びに第五十五条の二を除く。）、第五十八条第一項から第四項まで、第五十九条から第六十一条まで（第五十九条第三項を除く。）（管理）、第六十二条から第六十五条まで（第六十二条第三項及び第四項を除く。）、第六十七条、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算）、第八十三条から第一百三十三条まで（第八十四条第三項及び第四項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十条第四号、第九十二条第二号並びに第九十八条第二項第二号を除く。）（登記）、第四百条、第四百五条、第四百五条の二及び第四百六条第一項（雑則）の規定は、組合について準用する。この場合において、これらの規定中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第二十七号第八項中「第十一条」とあるのは「輸出水産業の振興に関</p>

項（雑則）の規定は、組合について準用する。この場合において、これらの規定中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第二十七条第八項中「第十一条」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二条」と、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十三条第二項」と、同法第三十三条第八項中「第一項から第三項まで」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十四条」と、同法第三十五条第四項中「理事（企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「理事」と、同法第五十五条第六項中「第十一条第二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二条第二項」と、同法第五十八条第四項中「第九条の二第二項第四号又は第九条の九第一項第六号」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十七条第一項第三号」と、同法第六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項中「第一百六条第二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十六条」と、同法第六十五条第一項中「効力発生日又は次条第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日」とあるのは「効力発生日」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

する法律第十二条」と、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十三条第二項」と、同法第三十三条第八項中「第一項から第三項まで」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十四条」と、同法第三十五条第四項中「理事（企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「理事」と、同法第五十五条第六項中「第十一条第二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二条第二項」と、同法第五十八条第四項中「第九条の二第一項第四号又は第九条の九第一項第六号」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十七条第一項第三号」と、同法第六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項中「第一百六条第四項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十六条」と、同法第六十五条第一項中「効力発生日又は次条第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日」とあるのは「効力発生日」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 準用協同組合法第九条の三第四項において準用する倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二十七条第一項の規定若しくはこの法律第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定若しくは準用協同組合法第百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)

2 (略)

第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 準用協同組合法第十条の二、第三十四条の二、第四十条第一項から第十二項まで、第五十六条、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第四十条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本

一・二 (略)

三 準用協同組合法第九条の三第四項において準用する倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二十七条第一項の規定若しくは第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定若しくは準用協同組合法第百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)

2 (略)

第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 準用協同組合法第十条の二、第三十四条の二、第四十条第一項から第四項まで、第五十六条、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第四十条第一項から第三項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四・五 (略)

六 準用協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項若しくは第五十三条の四第一項の規定、準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 (略)

八 準用協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 準用協同組合法第三十五条第七項の規定に違反したとき。
(略)

十一 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十二 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六十

四・五 (略)

六 準用協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項若しくは第五十三条の三第一項の規定、準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 (略)

(新規)

八 準用協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。
(略)

(新規)

(新規)

九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定、準用協同組合法第三十六条の七第五項、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

(削る)

十四 (略)

十五 準用協同組合法第三十八条第一項若しくは第三十八条の二第六項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十六 準用協同組合法第三十八条第三項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七(十九) (略)

二十 準用協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

十 準用協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定、準用協同組合法第三十六条の七第五項、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 準用協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 (略)

十三 準用協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

(新規)

十四(十六) (略)

(新規)

二十一・二十二 (略)

二十三 準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十四～二十六 (略)

二十七 準用協同組合法第一百五條の二第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

2

会社法第九百七十六條に規定する者が、準用協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第三項又は準用協同組合法第三十六條の三第五項において準用する会社法第三百八十九條第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

十七・十八 (略)

(新規)

十九～二十一 (略)

二十二 準用協同組合法第一百五條の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

(新規)

改正案	現行
<p>（設立の認可）</p> <p>第五条の十七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公正取引委員会の請求）</p> <p>第五条の二十二 公正取引委員会は、協業組合の事業活動が一定の取引分野における競争を実質的に制限することによつて不当に対価を引き上げることとなると認めるときは、主務大臣に対し、次条第六項において準用する協同組合法第百五条の第三第二項及び第百五条の四第一項の規定による措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>（準用）</p> <p>第五条の二十三 （略）</p> <p>2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七条第六項から第八項まで（創立総会）、第二十八条（理事への事務引継）、第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第三十条及び第三十二条（成立の時期等）の規定を準用する。</p> <p>この場合において、協同組合法第二十八条中「前条第一項」</p>	<p>（設立の認可）</p> <p>第五条の十七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公正取引委員会の請求）</p> <p>第五条の二十二 公正取引委員会は、協業組合の事業活動が一定の取引分野における競争を実質的に制限することによつて不当に対価を引き上げることとなると認めるときは、主務大臣に対し、次条第六項において準用する協同組合法第百五条の四第一項の規定による措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>（準用）</p> <p>第五条の二十三 （略）</p> <p>2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七条第六項から第八項まで（創立総会）、第二十八条（理事への事務引継）、第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第三十条及び第三十二条（成立の時期等）の規定を準用する。</p>

とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七
第一項」と読み替えるものとする。

3 協業組合の管理については、協同組合法第十条の二（組合員名簿）、第三十三条第四項から第八項まで（定款）、第三十四条（規約）、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五条第一項から第四項まで、第六項及び第七項、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第三十九条まで（役員、理事会等）、第四十条及び第四十一条（決算関係書類等の作成等）、第四十三条から第五十条まで、第五十一条（第一項第四号を除く。）、第五十二条（第三項を除く。）、第五十三条の二から第五十四条まで（役員、総会等）、第五十六条から第五十七条まで（出資一口の金額の減少）、第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第六十条（剰余金の配当）並びに第六十一条（組合の持分取得の禁止）並びに会社法第三百四十二条（第六項を除く。）（累積投票による取締役の選任）の規定を、協業組合の理事については、第五条の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、協同組合法第三十五条第四項中「理事（企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、設立当時」と、協同組合法第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項及び第五十七条の五中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、

3 協業組合の管理については、協同組合法第十条の二（組合員名簿）、第三十三条第四項から第八項まで（定款）、第三十四条（規約）、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五条第一項から第四項まで及び第六項、第三十五条の二から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第五十条まで、第五十一条（第一項第四号を除く。）、第五十二条（第三項を除く。）、第五十三条の二から第五十四条まで（役員、総会等）、第五十六条から第五十七条まで（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第六十条（剰余金の配当）並びに第六十一条（組合の持分取得の禁止）並びに会社法第三百四十二条（第六項を除く。）（累積投票による取締役の選任）の規定を、協業組合の理事については、第五条の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、協同組合法第三十五条第四項中「理事（企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、設立当時」と、協同組合法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第四十一条第二項、第四十五条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員」とあるのは「議決権の総数」と、「以上」とあるのは「以上に当たる議決権を有する組合員」と、協同組合法第五十一条

協同組合法第四十一条第三項、第四十五条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員」とあるのは「議決権の総数」と、「以上」とあるのは「以上に当たる議決権を有する組合員」と、協同組合法第五十一条第一項第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承諾」と、同条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、協同組合法第五十二条第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とあるのは「議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、会社法第三百四十二条第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

4 協業組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十四条第四項中「第五十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第五項中「第三十五条第四項本文、第五項本文及び第六項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えて準用する第三十五条第四項本文及び第六項」と、協同組合法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の

第一項第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承諾」と、同条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、協同組合法第五十二条第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とあるのは「議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、会社法第三百四十二条第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

4 協業組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十四条第四項中「第五十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第五項中「第三十五条第四項本文及び第五項本文」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えて準用する第三十五条第四項本文」と、協同組合法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五

組織に関する法律第五條の十七第二項」と、協同組合法第六十九條第一項中「第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十六條の七第四項を除く。）」とあるのは「第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十六條の七第四項及び第三十七條第二項を除く。）」と、「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 協業組合の監督については、協同組合法第四百四條、第四百五條、第四百五條の二第一項及び第三項、第四百五條の三第一項及び第二項、第四百五條の四第一項、第六項及び第七項並びに第四百六條（雜則）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四百五條第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

(商工組合の事業)

第十七條 (略)

2 商工組合（組合員に出資をさせる商工組合に限る。次項から第六項まで及び次条において同じ。）は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業

二 (略)

三 組合員の福利厚生に関する事業

條の十七第二項」と、協同組合法第六十九條第一項中「第三十六條の五から第三十八條の四まで」とあるのは「第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十七條第二項を除く。）」と、「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 協業組合の監督については、協同組合法第四百四條から第四百五條の三まで、第四百五條の四第一項、第四百六條第一項及び第四項並びに第四百六條の二（雜則）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四百五條第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

(商工組合の事業)

第十七條 (略)

2 商工組合（組合員に出資をさせる商工組合に限る。次項から第五項まで及び次条において同じ。）は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 (略)

三 組合員の福利厚生に関する施設

四 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための
新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事
業

五 (略)

3 商工組合は、前項第三号の規定により共済契約を締結する場
合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなる
おそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める共済
契約に限り、これを締結することができる。

4 商工組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員
以外の者に第二項の事業を利用させることができる。ただし、一
事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分量の
総額は、その事業年度における組合員の同項の事業の利用分量
の総額の百分の二十を超えてはならない。

5 (略)

6 第四項ただし書の規定は、商工組合がその所有する施設のうち
体育施設その他の施設で組合員の利用に供することのほか併
せて一般公衆の利用に供することが適当であるものとして政令
で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には
、適用しない。

7 (略)

8 商工組合の事業については、協同組合法第九条の第二十項か
ら第十五項まで、第九条の三から第九条の六まで及び第九条の
七（事業協同組合の事業）の規定を準用する。

（組合員以外の者の事業の利用の特例）

第十七条の二 商工組合は、その所有する施設を用いて行つてい

四 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための
新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施
設

五 (略)

(新規)

3 商工組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員
以外の者に前項の事業を利用させることができる。ただし、一
事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分量の総
額は、その事業年度における組合員の同項の事業の利用分量の
総額の百分の二十をこえてはならない。

4 (略)

5 第三項ただし書の規定は、商工組合がその所有する施設のうち
体育施設その他の施設で組合員の利用に供することのほか併
せて一般公衆の利用に供することが適当であるものとして政令
で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には
、適用しない。

6 (略)

7 商工組合の事業については、協同組合法第九条の第二項、
第六項から第十一項まで、第九条の三から第九条の六まで及び
第九条の七（事業協同組合の事業）の規定を準用する。

（組合員以外の者の事業の利用の特例）

第十七条の二 商工組合は、その所有する施設を用いて行つてい

る前条第二項の事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、同条第四項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて主務大臣の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合が百分の二百を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。

2 主務大臣は、前項の認可に係る事業について、前条第四項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなつたと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。

(準用)

第三十三条 商工組合連合会の事業については、第十七条第二項から第八項まで及び第十七条の二の規定を準用する。この場合において、第十七条第二項第一号、第三号及び第四号並びに第三項から第七項までの規定並びに第十七条の二中「組合員」とあるのは、「会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商工組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員」と読み替えるものとする。

る前条第二項の事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、同条第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて主務大臣の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合が百分の二百を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。

2 主務大臣は、前項の認可に係る事業について、前条第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなつたと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。

(準用)

第三十三条 商工組合連合会の事業については、第十七条第二項から第七項まで及び第十七条の二の規定を準用する。この場合において、第十七条第二項第一号、第三号及び第四号並びに第三項から第六項までの規定並びに第十七条の二中「組合員」とあるのは、「会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商工組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員」と読み替えるものとする。

(設立の認可)

第四十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 5 (略)

(準用)

第四十七条 組合の設立については、協同組合法第二十七条(創立総会)、第二十八条(理事への事務引継)、第三十条及び第三十二条(成立の時期等)の規定を、出資組合の設立については、協同組合法第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込み)の規定を準用する。この場合において、協同組合法第二十八条中「前条第一項」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 組合の管理については、協同組合法第十条の二(組合員名簿)、第三十三条第四項から第八項まで(定款)、第三十四条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第四十条まで、第四十一条から第五十五条まで(役員、総会、総代会等)、第五十七条の五(余裕金運用の制限)及び第五十七条の六(会計の原則)の規定を、出資組合の管理については、協同組合法第五十六条から第五十七条まで(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第五十九条第一項及び第二項、第六十条(剰余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)の規定を準用する。この

(設立の認可)

第四十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 5 (略)

(準用)

第四十七条 組合の設立については、協同組合法第二十七条(創立総会)、第二十八条(理事への事務引継)、第三十条及び第三十二条(成立の時期等)の規定を、出資組合の設立については、協同組合法第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込み)の規定を準用する。

2 組合の管理については、協同組合法第十条の二(組合員名簿)、第三十三条第四項から第八項まで(定款)及び第三十四条の二から第五十五条まで(役員、総会、総代会等)の規定を、出資組合の管理については、協同組合法第五十六条から第五十七条まで(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第五十九条第一項及び第二項、第六十条(剰余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第四十一条第二項

場合において、協同組合法第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項及び第五十七条の五中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第四十一条第三項中「総組合員の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「総組合員の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の百分の三以上に当たる議決権を有する会員）」と、協同組合法第四十二条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と、協同組合法第四十二条第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数（商工組合連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員）」と、協同組合法第四十五条第一項中「総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と、協同組合法第五十一条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第五十三条中「総組合員の半数以上」とあるのは「総組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の半数以上に当たる議

及び第四十五条第一項中「総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と、協同組合法第四十二条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当る議決権を有する会員）」と、協同組合法第四十二条第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数（商工組合連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員）」と、協同組合法第五十一条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第五十三条中「総組合員の半数以上」とあるのは「総組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の半数以上に当る議決権を有する会員）」と読み替えるものとする。

決権を有する会員」と読み替えるものとする。

3 組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで（これらの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項を除く。）、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を、出資組合の合併については、協同組合法第六十三条から第六十七条までの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項（合併の手續）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第一項第五号中「第六十六条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項、協同組合法第六十五条第一項、第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第六十九条第一項中「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と読み替えるものとする。

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十三条、第八十五条から第一百三十五条まで（第八十五条第二項、第九十六条第二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。）（登記）の

3 組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで（こ

これらの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項を除く。）、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を、出資組合の合併については、協同組合法第六十三条から第六十七条までの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項（合併の手續）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第一項第五号中「第六十六条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項、協同組合法第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第六十九条第一項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と読み替えるものとする。

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十三条、第八十五条から第一百三十五条まで（第八十五条第二項、第九十六条第二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。）（登記）の

規定を、出資組合の登記については、協同組合法第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第八十五条第一項中「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、協同組合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあり、協同組合法第九十九条第一項中「第八十四条第二項各号若しくは四項各号」とあり、及び協同組合法第二百二条中「第八十四条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項各号（非出資組合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）」と、協同組合法第八十五条第二項中「前条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、「第一百六条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、協同組合法第二百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（主務大臣の命令）

規定を、出資組合の登記については、協同組合法第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第八十五条第一項中「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、協同組合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあり、協同組合法第九十九条第一項中「第八十四条第二項各号若しくは四項各号」とあり、及び協同組合法第二百二条中「第八十四条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項各号（非出資組合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）」と、協同組合法第八十五条第二項中「前条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、協同組合法第二百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（主務大臣の命令）

第六十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分又は定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(商工組合等に対する解散の命令)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第六十六条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十一条 組合の監督については、協同組合法第四百四条、第五百条並びに第五百条の二第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五百条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「総数の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員)」と読み替えるものとする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第五百

第六十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(商工組合等に対する解散の命令)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第六十六条の二(解散の命令の通知の特例)の規定を準用する。

(準用)

第七十一条 組合の監督については、協同組合法第四百四条から第五百条の二まで(不服の申出等)の規定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五百条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「総数の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員)」と読み替えるものとする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第五百

条第二項若しくは第百五条の四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五条の三第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

一 の二 (略)

二 第十七条第八項(第三十三条において準用する場合を含む。)において準用する協同組合法第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 五 (略)

第百十二条 次に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協業組合、商工組合又は商工組合連合会の理事は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第十七条第四項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第百十三条 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組

条第二項若しくは第百五条の四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五条の二十三第六項において準用する同法第百五条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

一 の二 (略)

二 第十七条第七項(第三十三条において準用する場合を含む。)において準用する協同組合法第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 五 (略)

第百十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協業組合、商工組合又は商工組合連合会の理事は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第十七条第三項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第百十三条 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組

合法第三十六条の七第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三條の四第一項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十二條第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七條第二項において準用する協同組合法第十条の二、第三十四條の二若しくは第四十條（同條第一項、第十一項及び第十三項を除く。）の規定を第五条の二十三第四項又は第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定、第五条の二十三第三項、第四十六條第三項若しくは第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十六條の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十三條の四第一項若しくは第二項、第六十三條の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三條の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四條第六項から第八項までの規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書面若しくは電磁的記録に記

合法第三十六条の七第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三條の三第一項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十二條第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七條第二項において準用する協同組合法第十条の二、第三十四條の二若しくは第四十條（同條第一項から第三項までの規定を第五条の二十三第四項又は第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定、第五条の二十三第三項、第四十六條第三項若しくは第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十六條の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十三條の四第一項若しくは第二項、第六十三條の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三條の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四條第六項から第八項までの規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書面若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省

録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの
閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、
電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供するこ
と若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 (略)

五 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用
する協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に
規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

六 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用
する協同組合法第三十五条第七項の規定に違反したとき。

七 (略)

八 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用
する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社
法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合にお
いて、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請
求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

九 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において
準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する
会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定
、協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法
第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四項若し
くは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九
条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第
三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調
査を妨げたとき。

十 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において

令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒
んだとき。

四 (略)

(新規)

五 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用
する協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

六 (略)

(新規)

(新規)

七 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において

準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する
会社法第三百八十九条第四項の規定又は第五条の二十三第三
項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第
三十六条の七第五項（第五条の二十三第四項又は第四十七
第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項にお
いて準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第
十五条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに
書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

（削る）

十一 （略）

十二 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準
用する協同組合法第三十八条第一項（第五条の二十三第四項
又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九
条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の
二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十三 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準
用する協同組合法第三十八条第三項（第五条の二十三第四項
又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九
条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して
、理事會に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する
会社法第三百八十九条第四項の規定又は第五条の二十三第三
項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第
三十六条の七第五項（第五条の二十三第四項又は第四十七
第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項にお
いて準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第
十五条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに
書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

八 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において
準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する
会社法第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四
項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第
六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一
項の規定による調査を妨げたとき。

九 （略）

十 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用
する協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をす
ることを怠つたとき。

（新規）

十四〇十六 (略)

十七 第五条の二十三第三項又は第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十七條の五の規定に違反したとき。

十八・十九 (略)

二十 第五条の二十三第四項又は第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百八十四條第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十一〇二十三 (略)

二十四 第五条の二十三第六項又は第七十一條において準用する協同組合法第五條の二第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十五 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第五條の三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十六 (略)

2 会社法第九百七十六條に規定する者が、第五条の二十三第三項若しくは第四十七條第二項において準用する協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百八十一條第三項又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七條第二項において準用する協同組合法第三十六條の三第五項において準用する会社法第三百八十九條第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

十一〇十三 (略)

(新規)

十四・十五 (略)

(新規)

十六〇十八 (略)

十九 第五条の二十三第六項又は第七十一條において準用する協同組合法第五條の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第五條の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 (略)

(新規)

改正案	現行
<p>（準用）</p> <p>第十六条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）<u>第四条第二項（住所）、第十条の二（第一項第三号を除く。）</u>、<u>第十一条、第十三条、第十八条、第十九条（第一項第四号及び第二項第一号を除く。）</u>（組合員）、<u>第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条の二、第三十五条（第五項を除く。）</u>、<u>第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条（第一項を除く。）</u>まで、<u>第四十一条から第四十五条まで（役員等）</u>、<u>第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第四項、第五十二条、第五十三条（第五号を除く。）</u>、<u>第五十三条の二から第五十四条まで（総会）、第五十七条の六（会計の原則）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三條の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三條の五第三項本文、第六十三條の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第一百三十三条まで（第八十四条第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二項並びに第九十九条第二項を除く。）</u>（登記）並びに<u>第四百四条、第四百五条</u>、</p>	<p>（準用）</p> <p>第十六条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）<u>第四条第二項（住所）、第十条の二（第一項第三号を除く。）</u>、<u>第十一条、第十三条、第十八条、第十九条（第一項第四号及び第二項第一号を除く。）</u>（組合員）、<u>第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条の二、第三十五条（第五項を除く。）</u>、<u>第三十五条の二から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十五条まで（役員等）</u>、<u>第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条、第五十三条（第五号を除く。）</u>、<u>第五十三条の二から第五十四条まで（総会）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三條の三まで、第六十三條の四第三項、第六十三條の五第三項本文、第六十三條の六第三項、第六十四條第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第一百三十三条まで（第八十四条第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号並びに第九十九条第二項を除く。）</u>（登記）並びに<u>第四百四条から第四百五条の二</u>の四第一項、<u>第四百六条第一項及び第四項並びに第四百六条の二（雑則）</u>の規定は、組合について準用する。この場合において</p>

第五十五条の二第一項及び第三項、第五十五条の三第一項及び第二項、第五十五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第六十六条（雑則）の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第一項」と、同法第三十五条の二、第四十八条、第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十九条第二項及び第三項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項及び第二項、第五十五条の四第一項並びに第六十六条第一項から第三項までの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第二項」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

（罰則）

、同法第三十五条の二、第四十八条、第六十二条第二項、第六十六条第一項、第六十九条第二項及び第三項、第九十六条第五項、第一百四条から第一百五十五条の三まで、第五十五条の四第一項、第一百六条第一項及び第四項並びに第六十六条の二中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第二項」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

（罰則）

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五条の三第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百五条第二項若しくは第百五条の四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条(同条第一項、第十一項及び第十三項を除く。)の規定を第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 (略)

六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項(第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)若

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五条第二項若しくは第百五条の四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条(同条第一項から第三項までの規定を第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 (略)

六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項(第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)若

しくは第五十三條の四第一項の規定又は第十六條において準用する同法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十二條第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七| 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第三十五條第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

八| 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第三十五條第七項の規定に違反したとき。

九| (略)

十| 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百四十三條第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十一| 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百八十一條第二項若しくは第三百八十四條の規定、第十六條において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の三第五項において準用する会社法第三百八十九條第五項（子会社に係るものを除く。）の規定又は第十六條において準用する中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第三百八十一條第二項、第三百八十四條若しくは第四百九十二條第一項の

しくは第五十三條の三第一項の規定又は第十六條において準用する同法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十二條第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

(新規)

七| 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第三十五條第六項の規定に違反したとき。

八| (略)

(新規)

(新規)

規定による調査を妨げたとき。

十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

（削る）

十三 （略）

十四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十条第三項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六 （略）

十七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十

九 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十一 （略）

十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十条の二第六項の規定による開示をすることを怠ったとき。

（新規）

十三 （略）

（新規）

九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八～二十一 (略)

二十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二百五条の二第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十三 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二百五条の三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四～十七 (略)

十八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二百五条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

十九 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二百五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

改正案	現行
<p>（商店街振興組合の事業） 第十三条 商店街振興組合は、次の事業の全部又は一部を行<u>う</u>ことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業 二・三 （略） 四 組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業 五 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業 六・七 （略） 八 街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設の設置及び管理 九～十一 （略） <p>2 商店街振興組合は、前項第四号の規定により共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなるおそれが少ないと認められるものとして経済産業省令で定める共済契約に限り、これを締結することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（商店街振興組合の事業） 第十三条 商店街振興組合は、次の事業の全部又は一部を行<u>な</u>うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設 二・三 （略） 四 組合員及びその従業員の福利厚生に関する施設 五 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設 六・七 （略） 八 街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設 九～十一 （略） <p>2 商店街振興組合は、前項第四号の規定により締結する共済契約であつて、火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他の経済産業省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故としこれらのものいづれかにより財産に生ずることのある損害をうめるためのものにおいては、共済契約者一人につきこれらの共済契約に係る共済金額の総額を経済産業省令で定める金額を超えるものと定めてはならない。</p> <p>3 (略)</p>

(連合会の事業)

第十九条 連合会は、次の事業の全部又は一部を行^レうことができる。

一 (略)

二 販売、購買、保管、運送、検査その他連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所属員」という。)の事業に関する共同事業

三〽五 (略)

六 所属員及びその従業員の福利厚生に関する事業

七 第一号の事業に該当するものを除き、所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業

八〽十一 (略)

2 (略)

(創立総会)

第三十五条 (略)

2〽7 (略)

8 創立総会については第二十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(第四十六条の三第四項

(連合会の事業)

第十九条 連合会は、次の事業の全部又は一部を行^ナうことができる。

一 (略)

二 販売、購買、保管、運送、検査その他連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所属員」という。)の事業に関する共同施設

三〽五 (略)

六 所属員及びその従業員の福利厚生に関する施設

七 第一号の事業に該当するものを除き、所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

八〽十一 (略)

2 (略)

(創立総会)

第三十五条 (略)

2〽7 (略)

8 創立総会については第二十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(これらの規定中監査役

に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合（以下「監査権限限定組合」という。）にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（設立の認可）

第三十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

（会社法の準用）

第四十一条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條（株式会社設立の無効）の規定（監査権限限定組合にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（役員）

第四十四条 (略)

2・4 (略)

5 組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数

に係る部分を除く。）を準用する。

（設立の認可）

第三十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

（会社法の準用）

第四十一条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條（株式会社設立の無効）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（役員）

第四十四条 (略)

2・4 (略)

(新規)

が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）と執行役員若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならぬ。

7 役員の選挙は、無記名投票によつて行なう。

8 (略)

9 役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、第七項の規定にかかわらず、指名推選の方法によつて行なうことができる。

10 (略)

12

(役員の資格等)

第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならぬ。

6 役員の選挙は、無記名投票によつて行なう。

7 (略)

8 役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、第六項の規定にかかわらず、指名推選の方法によつて行なうことができる。

9 (略)

11

(新規)

律第二百二十五号) 第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(役員任期)

第四十六条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3 設立当時の役員任期は、前二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 前三項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

5 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(役員任期)

第四十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

(新規)

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(新規)

(新規)

(役員の職務及び権限等)

第四十六条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 | 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、経済産業省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 | 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事會」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 | 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第四十四条第五項の政令で定める基準を超えない組合は、第

(忠実義務)

第四十六条の三 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

(新規)

(新規)

(新規)

二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条 (略)

2 4 (略)

5 理事会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

6 (略)

7 会社法第三百六十六条(招集権者)、第三百六十七条(株主による招集の請求)及び第三百六十八条(招集手続)の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事の自己契約等)

第五十条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(新規)

第四十八条 (略)

2 4 (略)

5 理事会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

6 (略)

7 理事会の招集については、会社法第三百六十六条(招集権者)及び第三百六十八条(招集手続)(監査役に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(理事の自己契約)

第五十条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約及び双方代理)の規定を適用し

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならぬ。

（役員の組合に対する損害賠償責任）

第五十一条 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

（削る）

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 （略）

4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ免除することができない。

ない。

（新規）

（新規）

（新規）

（理事の責任）

第五十一条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第五十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 （略）

5 第一項の理事の責任は、総組合員の同意がなければ免除することができない。

- 5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として経済産業省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数に乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。
- 一 第五十一条の五第一項に規定する組合を代表する理事 六
二 前号に規定する理事以外の理事 四
三 監事 二
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
三 責任を免除すべき理由及び免除額
四 監査権限限定組合以外の組合の理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の経済産業省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
- 9 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条（第四項を除く。）及び第四百二十七条の規

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

定を準用する。この場合において、同法第四百二十六条第一項中「取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員对第三者に対する損害賠償責任）

第五十一条の二 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第五十三条第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員の連帯責任）

（新規）

第五十一条の三 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員の責任を追及する訴え)

第五十一条の四 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合を代表する理事)

第五十一条の五 (略)

2 (略)

3 組合を代表する理事については、第四十六条の二、民法第十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十四条(理事の代理権の制限)及び第五十五条(理事の代理行為の委任)並びに会社法第三百五十三条(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)、第三百五十四条(表見代表取締役)及び第三百六十四条(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の五第二項」と読み替えるものとする。

(新規)

(新規)

(組合を代表する理事)

第五十一条の二 (略)

2 (略)

3 組合を代表する理事については、第四十六条の二、民法第十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十四条(理事の代理権の制限)及び第五十五条(理事の代理行為の委任)並びに会社法第三百五十三条(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)、第三百五十四条(表見代表取締役)及び第三百六十四条(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

(決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等)

第五十三条 組合は、経済産業省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合は、経済産業省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成しなければならない。

3 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、経済産業省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

7 理事は、通常総会の通知に際して、経済産業省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

8 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等)

第五十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下この条において「決算関係書類」という。)を監事に提出し、又は提供し、かつ、決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

(新規)

2 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

3 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

9 | 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

10 | 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

11 | 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として経済産業省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

12 | 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 決算関係書類及び事業報告書が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新規)

(新規)

(新規)

4 | 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(新規)

二 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(新規)

(会計帳簿等の作成等)

第五十四条 (略)

2| 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

3| 組合員は総組合員の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一・二 (略)

第五十六条 削除

(会計帳簿等の作成及び閲覧等)

第五十四条 (略)

(新規)

2| 組合員は、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一・二 (略)

(会社法等の準用)

第五十六条 理事及び監事については会社法第四百三十条(役員等の連帯責任)及び第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を、理事については同法第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)の規定を、監事については第五十一条並びに同法第三百八十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

この場合において、同法第四項第二号並びに同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十九条第五項中「子会社に」とあるのは「子会社(組合が総株主(総社員を含む。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみな

(総会の議決事項)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

(理事及び監事の説明義務)

第六十四条の二 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならぬ。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

される株式についての議決権を含む。)の過半数を有する会社をいう。以下この項において同じ。)に」と、同法第四百三十二条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(総会の議決事項)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

(新規)

(新規)

第六十四条の三・第六十四条の四 (略)

(会社法の準用)

第六十五条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(監査権限定組合にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。

第六十七条 (略)

2 (略)

3 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條(株式会社の資本金減少の無効)の規定(監査権限定組合にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(余裕金運用の制限)

第六十七条の二 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第四十四條第五項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用しては

第六十四条の二・第六十四条の三 (略)

(会社法の準用)

第六十五条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。

第六十七条 (略)

2 (略)

3 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條(株式会社の資本金減少の無効)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(新規)

ならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができ、
きるものへの預金、貯金又は金銭信託

二 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

(会計の原則)

第六十七条の三 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による役員を選任については、第四十四条第四項本文及び第五項の規定を準用する。

(合併の無効の訴え)

第七十六条 組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條(合併無効の訴え)の規定(監査権

(新規)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による役員を選任については、第四十四条第四項本文の規定を準用する。

(合併の無効の訴え)

第七十六条 組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條(合併無効の訴え)の規定を、この

限定組合にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査人の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十五条の三、第四十六条の二、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条（第一項及び第十一項を除く。）、

条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査人の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十六条の二から第五十一条の五まで、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条及び第五十九条の二並びに会社法第三百六十条第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及

第五十四条（会計帳簿等の作成等）、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条、第五十九条の二並びに第六十四条の二並びに会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第五十三条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合

び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、第五十三条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(検査の請求)

第八十一条 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 (略)

(決算関係書類の提出)

第八十二条 (略)

2 前項の書面の記載事項その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

(検査等)

第八十四条 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合からその業務若しくは会計に關し必要な報告を徴し、又はその組合の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第八十一条 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 (略)

(決算関係書類の提出)

第八十二条 (略)

(新規)

第八十四条 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合からその業務若しくは会計に關し必要な報告を徴し、又はその組合の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

(新規)

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(新規)

(行政庁の命令)

第八十五条 行政庁は、前条第一項の規定により報告を徴し、又は第八十一条第二項若しくは前条第一項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(行政庁の命令)

第八十五条 行政庁は、前条の規定により報告を徴し、又は第八十一条第二項若しくは前条の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第九十一条 第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十一条第二項若しくは第八十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十一条第二項若しくは第八十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一〇五 (略)
六 第三十五条第七項の規定、第四十八条第五項若しくは第五十二条第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十八条に

一〇五 (略)
六 第三十五条第七項の規定、第四十八条第五項若しくは第五十二条第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十八条に

において準用する場合を含む。)の規定又は第六十四条の四の規定に違反して、議事録を作成せず、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、議事録を備え置かず、又は正当な理由がないのに議事録の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

七 第四十四条第五項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

八 第四十四条第六項の規定に違反したとき。

九 (略)

十 第四十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十一 第四十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第四十六条の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定又は第七十八条において準用する同法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 (略)

十三 第五十条第一項(第七十八条において準用する場合を含む。)(の規定又は第五十一条第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十四 第五十条第三項(第七十八条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報

において準用する場合を含む。)の規定又は第六十四条の三の規定に違反して、議事録を作成せず、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、議事録を備え置かず、又は正当な理由がないのに議事録の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

(新規)

七 第四十四条第五項の規定に違反したとき。

八 (略)

(新規)

(新規)

九 (略)

(新規)

(新規)

告をしたとき。

十五 第五十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第五十三条（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、定款、規約、組合員名簿、決算関係書類若しくは事業報告書を備え置かず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類若しくは電磁的記録に記載された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十六 第五十四条第三項（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定又は第四十六条の第三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を拒んだとき。

（削る）

十七 十九（略）

二十 第六十七条の二の規定に違反したとき。

二十一・二十二（略）

二十三 第七十八条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき

十 第五十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第五十三条第一項若しくは第四項（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、定款、規約、組合員名簿、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは剰余金処分案若しくは損失処理案を備え置かず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類若しくは電磁的記録に記載された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第五十四条第二項（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定又は第五十六条において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第五十六条において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第七十八条において準用する同法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 十五（略）

十六・十七（略）

（新規）

二十四～二十七 (略)

二十八 第八十二条第一項の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十九 (略)

2 | 会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十六条の三第三項において準用する同法第三百八十一条第三項又は第四十六条の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

十八～二十一 (略)

二十二 第八十二条の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十三 (略)

(新規)

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣の認可）</p> <p>第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）を行おうとするとき。</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同法第九条の八第二項第四号又は第五号に掲げる事業を行おうとするとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 〇八 （略）</p> <p>二 〇六 （略）</p> <p>七 信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第三号に掲げる事業を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用協</p>	<p>（内閣総理大臣の認可）</p> <p>第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）を行おうとするとき。</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により同法第九条の八第二項第四号又は第五号に掲げる事業を行おうとするとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 〇八 （略）</p> <p>二 〇六 （略）</p> <p>七 信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用協</p>

同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会の子会社」とする。

(財務大臣への協議)

第六条の六 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 中小企業等協同組合法第百六条第二項の規定による解散の

命令

二・三 (略)

(財務大臣への通知)

第六条の七 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第七条の二第一項の規定による届出(同項の内閣府令・財務省令で定める場合のものに限る。)があつたときも、同様とする。

一・二 (略)

三 中小企業等協同組合法第百六条第二項の規定による解散の

命令

四〇六 (略)

同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会の子会社」とする。

(財務大臣への協議)

第六条の六 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 中小企業等協同組合法第百六条第四項の規定による解散の

命令

二・三 (略)

(財務大臣への通知)

第六条の七 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第七条の二第一項の規定による届出(同項の内閣府令・財務省令で定める場合のものに限る。)があつたときも、同様とする。

一・二 (略)

三 中小企業等協同組合法第百六条第四項の規定による解散の

命令

四〇六 (略)

改正後	現行
<p>（責任保険及び責任共済の契約の締結義務） 第二十四条（略）</p> <p>2 組合は、次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任共済の契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の二第九項において読み替えて適用する同条第三項ただし書（同法第九条の九第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反することとなる場合</p> <p>（消費生活協同組合等及び事業協同組合等の行う責任共済の事業に係る共済事業規約の審査等） 第二十七条の二（略）</p> <p>2 前条の規定は、事業協同組合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」とあるのは「行政庁（中小企業等協同組合法百十一条第一項に規定する行政庁をいい、同条第三項の規定により主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事及び同条第四項の規定</p>	<p>（責任保険及び責任共済の契約の締結義務） 第二十四条（略）</p> <p>2 組合は、次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任共済の契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の二第三項ただし書（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反することとなる場合</p> <p>（消費生活協同組合等及び事業協同組合等の行う責任共済の事業に係る共済事業規約の審査等） 第二十七条の二（略）</p> <p>2 前条の規定は、事業協同組合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」とあるのは「行政庁（中小企業等協同組合法百十一条第一項に規定する行政庁をいい、同条第三項の規定により主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事及び同条第四項の規定</p>

により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長を含むものとする。」と、「農業協同組合等」とあるのは「事業協同組合等」と、「同法第十一条の七第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第九条の六の二第二項（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により責任共済の事業についての共済規程の認可」と、「農林水産省令」とあるのは「事業所管大臣が定める省令」と、「農業協同組合法第十一条の七第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の六の二第四項（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の認可」と読み替えるものとする。

（同意及び協議）

第二十八条の二 第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。

一 三 （略）

2 4 （略）

5 第二十七条の二第二項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらか

により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長を含むものとする。」と、「農業協同組合等」とあるのは「事業協同組合等」と、「同法第十一条の七第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第九条の六の二第二項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により責任共済の事業についての共済規程の認可」と、「農林水産省令」とあるのは「事業所管大臣が定める省令」と、「農業協同組合法第十一条の七第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の六の二第三項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の認可」と読み替えるものとする。

（同意及び協議）

第二十八条の二 第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。

一 三 （略）

2 4 （略）

5 第二十七条の二第二項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらか

。はじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。

一 (略)

二 中小企業等協同組合法第九条の六の二第一項又は第四項（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可

三 中小企業等協同組合法第百六条第一項又は第百六条の二第二項、第二項、第四項及び第五項の規定による処分

6 前項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、中小企業等協同組合法第九条の六の二第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の省令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣に協議するものとする。

(代理店契約)

第三十条 保険会社、農業協同組合等又は事業協同組合等は、自動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険又は責任共済に関する代理店契約を締結するものとする。

。はじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。

一 (略)

二 中小企業等協同組合法第九条の六の二第一項又は第三項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可

三 中小企業等協同組合法第百五条の五又は第百六条第一項から第三項までの規定による処分

6 前項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、中小企業等協同組合法第九条の六の二第二項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の省令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣に協議するものとする。

(代理店契約)

第三十条 保険会社又は農業協同組合等は、自動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険又は責任共済に関する代理店契約を締結するものとする。

改正案	現行
<p>（株主総会等の決議の報告等） 第六十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、次に掲げる場合には、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならぬ。</p> <p>一 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八条第二項若しくは第七百九十六条第三項、信用金庫法第五十八条第二項ただし書若しくは第六十一条の三第三項ただし書、中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項後段若しくは第六十三条の五第三項ただし書、労働金庫法第六十二条第二項ただし書若しくは第六十二条の六第三項ただし書又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第一項若しくは第四十二条第一項の規定により、株主総会等（前項に規定する株主総会等をいう。次号において同じ。）の決議又は議決による承認を受けることなく事業の全部若しくは一部の譲受け、合併又は株式交換を行おうとしたものである場合において、当該銀行等又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八条第三項若しくは第七百九十六条第四項、信用金庫法第五十八条第四項若しくは第六十一条の三第</p>	<p>（株主総会等の決議の報告等） 第六十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、次に掲げる場合には、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならぬ。</p> <p>一 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八条第二項若しくは第七百九十六条第三項、信用金庫法第五十八条第二項ただし書若しくは第六十一条の三第三項ただし書、中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項ただし書若しくは第六十三条の五第三項ただし書、労働金庫法第六十二条第二項ただし書若しくは第六十二条の六第三項ただし書又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第一項若しくは第四十二条第一項の規定により、株主総会等（前項に規定する株主総会等をいう。次号において同じ。）の決議又は議決による承認を受けることなく事業の全部若しくは一部の譲受け、合併又は株式交換を行おうとしたものである場合において、当該銀行等又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八条第三項若しくは第七百九十六条第四項、信用金庫法第五十八条第四項若しくは第六十一条の</p>

五項、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条の五第四項、労働金庫法第六十二条第四項若しくは第六十二条の六第五項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第二項若しくは第四十二条第二項に規定する場合に該当することとなつたとき。

二 (略)

4 (略)

第百五十一条 (略)

2・3 (略)

4 信用協同組合又は信用協同組合連合会の金融整理管財人は、中小企業等協同組合法第百十五条第一項各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

三第五項、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条の五第四項、労働金庫法第六十二条第四項若しくは第六十二条の六第五項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第二項若しくは第四十二条第二項に規定する場合に該当することとなつたとき。

二 (略)

4 (略)

第百五十一条 (略)

2・3 (略)

4 信用協同組合又は信用協同組合連合会の金融整理管財人は、中小企業等協同組合法第百十五条各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

改 正 案	現 行
<p>（兼業の制限）</p> <p>第六十五条 金融先物取引業者は、金融先物取引業のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 中小企業等協同組合法第九条の八（第二項第十六号を除く。）に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規定する協同組合連合会の業務（同条第六項第一号に掲げる事業（同法第九条の八第二項第十六号に掲げる事業に限る。）を除く。）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>（兼業の制限）</p> <p>第六十五条 金融先物取引業者は、金融先物取引業のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 中小企業等協同組合法第九条の八（第二項第十六号を除く。）に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規定する協同組合連合会の業務（同条第五項第一号に掲げる事業（同法第九条の八第二項第十六号に掲げる事業に限る。）を除く。）</p> <p>2～6 （略）</p>